

# 「国の行政機関の定員の純減について」及び「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」等の構成(ポイント)

## 「国の行政機関の定員の純減について」

個別重点事項についての業務の大胆かつ構造的な見直し  
 純減目標  
**▲3.5%以上**  
 (▲11,600人以上)を達成見込み

行政機関全体の毎年度の厳格な定員管理  
 純減目標  
**▲1.5%以上**  
 (▲5,000人以上)

定員合理化計画

－

＋  
 メリハリをつけた必要な増員

【国の行政機関】 ( )はH17年度未定員	【純減数】
農林統計 (5,000)	▲2,400以上
食糧管理 (7,400)	▲2,200程度
北海道開発 (6,300)	▲1,000以上
社会保険庁 (17,400)	▲3,000以上
森林管理 (5,300)	▲2,400以上
国立高度専門医療センター (5,600)	▲5,600程度
国有財産管理、官庁営繕 国土地理院、自動車登録	▲500以上
ハローワーク・労働保険(労災)登記・供託、気象庁、行刑施設 +国の行政機関のその他の部門	▲1,800以上

18~22年度の5年間で5%以上の純減 ➡ ▲18,900人(5.7%)以上の純減を確保することとし、このために必要な配置転換、採用抑制等を実施

※「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(骨太の方針2006)」において、「更なる改革」として定員純減を2011年度(23年度)まで継続する旨決定。

## 「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」

### 配置転換送出し部門

【配転規模】  
 農林統計・食糧管理  
 2,800程度  
 北海道開発  
 100程度

定員純減の結果、退職不補充によっても職員数が定員を上回るため、配置転換の送出し

### 配置転換受入れ部門

配置転換を受け入れるとともに、そのために一定の採用抑制を実施  
 配置転換対象者の職務内容との親和性にも配慮し、一定の職域・職種は除外

配置転換

### 研修等の実施

各府省は、受入れ職域・職種に応じて必要な研修を実施

### 配置転換、採用抑制等の円滑な実施のための措置

- 職員の処遇の確保、必要な実施体制の確保
- 国の行政機関以外(人事院、会計検査院、国会、裁判所、地方公共団体、民間)への人材移籍に係る取組等

### 国家公務員 雇用調整本部の設置

- 配置転換・採用抑制の取組を政府全体で着実に実施
- 取組が円滑に進むよう必要な調整

### 各年度に係る実施計画の策定等

- 国家公務員雇用調整本部は、平成19~22年度までの各年度に係る実施計画を策定
- 国家公務員雇用調整本部は、実施計画の取組状況を公表

策定

- 平成19年度実施計画  
各府省受入れ目標数728人(→748人受入れ)
- 平成20年度実施計画  
各府省受入れ目標数704人(→783人内定)
- 平成21年度実施計画  
各府省受入れ目標数678人
- 主な配置転換先
  - ・ 一般行政事務分野
  - ・ 一定の訓練・研修等により対応可能な分野

### 運用方針

- 採用抑制率、配置転換受入れ目標数の算出方法
- 除外職域・職種の決定

### 国家公務員雇用調整本部

本部長 内閣官房長官  
 副本部長 行政改革担当大臣、公務員制度改革担当大臣、総務大臣  
 本部長 内閣官房副長官(政務及び事務)、内閣府副大臣、各省副大臣

### 地方推進協議会

(地方支分部局等で構成、各ブロック単位でマッチング等に関する事務を担当)

### 幹事会

(内閣官房副長官補、行革事務局長、各府省官房長等で構成)